

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和2年8月21日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900096号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2000009号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(以下「請求対象事業所」という。現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年4月1日から昭和61年7月1日まで

昭和56年4月に請求対象事業所に入社した当時の給料は手取りで約18万円、昭和57年度からは手取りで約23万円であったが、請求期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与と比べて低く記録されているので、正しい記録に見直ししてほしい。

第3 判断の理由

閉鎖事項全部証明書によると、請求対象事業所は、平成13年4月1日にC社に商号変更し、平成22年10月1日にB社に合併し解散しているところ、B社の事業主は、請求者の請求期間に係る賃金台帳等の資料を保存していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求対象事業所の事業所別被保険者名簿に記載されている請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、遡って標準報酬月額が見直されるなどの不自然な処理が行われた形跡も認められない。

さらに、請求対象事業所において、請求者と同じ日に厚生年金保険被保険者資格を取得している女性の同僚について、上記事業所別被保険者名簿の資格取得時及びその後の標準報酬月額の推移を確認したところ、請求者に係る標準報酬月額の記録と類似している。

このほか、請求期間について、請求者は、給与明細書等の資料を所持していない上、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。